

処 分 基 準

平成 20 年 7 月 1 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 抱 条 項 : 第 51 条の 9
処 分 概 要 : 登録法人に対する適合命令
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め :
<p>処 分 基 準 :</p> <p>登録法人に法第 51 条の 8 第 4 項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。</p> <p>なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法第 51 条の 8 第 4 項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問 い 合 わ せ 先 : 交通部交通指導課駐車対策係（電話 0742-23-0110）
備 考 :

処 分 基 準

令和元年 12月 14日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第 51 条の 10
処 分 概 要：確認事務受託対象法人の登録の取消し
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 登録法人に道路交通法第 51 条の 10 各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ、当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して、登録の取消しの適否について判断することとする。 なお、次のような場合には、登録を取り消さないこととする。 ・ 登録法人の役員が道路交通法第 51 条の 8 第 3 項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課駐車対策係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年 12月 14日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第 51 条の 13 第 2 項
処 分 概 要：駐車監視員資格者証の返納命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手続等に関する規則第 14 条
処 分 基 準： 駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第 51 条の 13 第 2 項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。 ここで同項第 3 号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課駐車対策係（電話 0742-23-0110）
備 考：

